



今年度の審議事項等

令和 8 年 7 月 14 日
大臣官房総合政策課環境研究技術室



第31回～第32回までの審議会の審議事項

2026.7
大臣官房総政課
環境研究技術室



独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)
独立行政法人の評価に関する指針(総務大臣決定)より

総務省
独立行政法人評価制度委員会

意見・勧告

環境大臣

助言・提言

年度評価、中長期目標期間評価(見込評価、実績評価、中間評価)

自己評価

評価・業務全般の見直し(見込評価の場合)

中長期目標・計画

目標の提示

計画の策定・変更

計画の認可

国立研究開発法人
国立環境研究所

環境省
国立研究開発
法人審議会

第31回・第32回：年度評価、中長期目標期間評価

- ① 評価：研究開発に係る事務及び事業に関する事項について適切な助言
- ② ①に関して密接不可分な事項(制度運用等)についての検討

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)
独立行政法人の評価に関する指針(総務大臣決定)より

	年度評価	中長期目標期間評価
目的	・国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資する(第一目的) ・評価対象年度以降の業務運営の改善等にも資する	・国立研究開発法人の「研究開発成果の最大化」に資する(第一目的) ・中長期目標期間終了時の法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討並びに新中長期目標の策定に活用
実施方法	・国立研究開発法人の自己評価の結果、法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して、業務の実績の全体について総合的な評価を実施。 ・評価は、5段階(S, A, B, C, D)で実施し、「B」が標準。	・国立研究開発法人の自己評価の結果、法人が個別に実施している外部評価の結果等を踏まえ、中長期計画の実施状況等に留意しつつ、法人の業務の実施状況を調査・分析し、その結果を考慮して、中長期目標期間中の業務の実績の全体について総合的な評価を実施。 ・評価は、5段階(S, A, B, C, D)で実施し、「B」が標準。
留意事項	・中長期目標・計画の実施状況を確認しつつ、評価軸等に留意して実施。 ・研究開発の特性等を踏まえて評価を実施。 ・法人のマネジメントの状況にも留意して実施。	

第5期中長期目標（R3-R7）の構成

2026.7
大臣官房総政課
環境研究技術室



第1 政策体系における法人の位置付け及び役割(ミッション)

第2 中長期目標の期間

第3 研究成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務

(1)重点的に取り組むべき課題への統合的な研究の推進

○ (2)環境研究の各分野における科学的知見の創出等の推進

(3)国の計画に基づき中長期目標期間を超えて実施する事業の着実な推進

(4)国内外機関との連携及び政策貢献を含む社会実装の推進

2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務

○ 3. 気候変動適応に関する業務

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善の取組に関する事項

2. 業務の電子化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

第6 その他の業務運営に関する事項

1. 内部統制の推進

2. 人事の最適化

3. 情報セキュリティ対策等の推進

4. 施設・設備の整備及び管理運用

5. 安全衛生管理の充実

6. 業務における環境配慮等

※ 第3～第6:評価軸及び評価指標を設定

※ 第3 1. (2)、3. : 重要度「高」(○)

第3 3. : 難易度「高」(下線)

第31回
審議会
(7/14)

業務実績等報告・自己評価(国環研)



評価素案(環境省)



質疑応答

I 第3 1. (1)～(4)

II 第3 2. ～3.
第4～第6
決算報告、監査報告

～7/31：審議会委員→事務局 「意見シート」(資料 x)の提出
8/14頃：事務局→審議会委員 「評価書案」の送付

第32回
審議会
(8/21)

評価書案(環境省)



審 議

